

行政組織の新設改廃状況報告書

令和 8 年 2 月 18 日から

同年 10 月 4 日まで

令和 8 年 10 月

第 222 回国会（臨時会）提出

行政組織の新設改廃状況報告

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第67条第1項及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、令和8年2月18日から同年10月4日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

I 内閣府設置法に基づくもの

1 内閣府本府

- (1) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行に伴い、政策統括官の職務に、公益信託に関する事務を追加した。

（令和8年4月1日）

（公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第234号））

- (2) 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和8年法律第38号）の施行に伴い、政策統括官の職務に、特定海外事業の促進に関する事務を追加した。

（令和8年9月18日）

（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（令和8年政令第289号））

- (3) 日本学術会議法（令和7年法律第70号）の施行に伴い、大臣官房の所掌事務のうち、日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する関係行政機関との事務の連絡に関する事務を削除し、日本学術会議の組織及び運営一般に関する事務を追加した。

（令和8年10月1日）

（日本学術会議法施行令（令和7年政令第299号））

2 サイバー通信情報監理委員会

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号）の一部施行に伴い、サイバー通信情報監理委員会の事務局に、次長1人を設置した。

（令和8年4月1日）

（サイバー通信情報監理委員会事務局組織令（令和8年政令第91号））

3 金融庁

- (1) 事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号。以下「事業性融資推進法」という。）の施行に伴い、企画市場局の所掌事務に、事業性融資（事業性融資推進法第2条第1項に規定する事業性融資をいう。以下同じ。）の推進に関する制度の企画及び立案に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）及び金融庁設置法（平

成10年法律第130号) 第3条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策(事業性融資の推進に関するものに限る。)について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務(事業性融資の推進に関する制度の企画及び立案並びにこれらに係る総合調整に関することに限る。)を追加し、監督局の所掌事務に、企業価値担保権に関する信託業務を営む者の監督に関する事務、事業性融資の推進に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)及び金融庁設置法第3条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策(事業性融資の推進に関するものに限る。)について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を追加した。

また、総合政策局及び監督局の所掌事務について所要の規定整備を行った。

(令和8年5月25日)

(事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和7年政令第244号))

- (2) 金融庁の所掌事務の的確な遂行を図るため、総合政策局及び監督局を廃止し、次長並びに銀行・証券監督局及び資産運用・保険監督局を設置した。

(令和8年8月7日)

(金融庁組織令の一部を改正する政令(令和8年政令第246号))

4 こども家庭庁

- (1) 自殺対策基本法の一部を改正する法律(令和7年法律第64号)の一部の施行に伴い、及びこども家庭庁の所掌事務の的確な遂行を図るため、支援局の所掌事務に、こどもに係る自殺対策に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)を追加した。

(令和8年4月1日)

(こども家庭庁組織令の一部を改正する政令(令和8年政令第36号))

- (2) こども家庭庁の所掌事務の的確な遂行を図るため、支援局の所掌事務に、こどもへの性暴力の防止に関する事務(他省の所掌に属するものを除く。)を追加した。

(令和8年4月8日)

(こども家庭庁組織令の一部を改正する政令(令和8年政令第121号))

II 国家行政組織法に基づくもの

1 総務省

公益信託に関する法律の施行に伴い、大臣官房の所掌事務のうち、公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務を削除した。

(令和8年4月1日)

(公益信託に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和7年政令第234号))

2 財務省

- (1) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和6年法律第23号)の一部の施行に伴い、財政制度等審議会たばこ事業等分科会及び国税審議会酒類分科会の所掌事務に、物資の流通の効率化に関する法律(平成17年法律第85号)第49条第3項の規定に基づきそれぞれの審議会の権限に属させられた事項を処理する事務を追加した。

(令和8年4月1日)

(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和7年政令第292号))

- (2) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第52号)の施行に伴い、財政制度等審議会たばこ事業等分科会の所掌事務に、同法による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第52条第3項及び第59条第3項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理する事務を追加した。

また、国税審議会酒類分科会の所掌事務に、同法第52条第3項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理する事務を追加した。

(令和8年4月1日)

(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和7年政令第412号))

- (3) 地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)の施行に伴い、国税庁課税部の所掌事務のうち、同部の事務の特例として行われる、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第5条の4第12項の規定による通知に関する事務を削除した。

(令和8年4月1日)

(地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和8年政令第83号))

3 厚生労働省

- (1) 厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房の所掌事務のうち、地域

における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供の事務を削除し、医薬局の所掌事務のうち、支払基金電子処方箋管理業務（同法第25条第1項に規定する支払基金電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）及び連合会電子処方箋管理業務（同法第36条に規定する連合会電子処方箋管理業務をいう。）に関する事務並びに医療機関等情報化補助業務（同法第25条第1項に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。）に関する事務（支払基金電子処方箋管理業務に関することに限る。）を削除し、政策統括官の職務に、厚生労働省の所掌事務に関する情報化に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）を追加した。

（令和8年8月4日）

（厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令（令和8年政令第245号））

- (2) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）の施行に伴い、労働政策審議会雇用環境・均等分科会の所掌事務に、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第33条第5項において準用する同法第31条第4項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する事務を追加した。

（令和8年10月1日）

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和8年政令第181号））

4 農林水産省

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）の施行に伴い、水産庁資源管理部の所掌事務に、特定第1種第2号水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）第2条第4項に規定する特定第1種第2号水産動植物等をいう。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関する事務（特定第1種第2号水産動植物採捕事業者（同法第7条第1項に規定する特定第1種第2号水産動植物採捕事業者をいう。）に対する同法第10条第2項又は第3項の規定による勧告、同条第4項の規定による命令並びに同法第32条第1項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。）を追加した。

また、消費・安全局及び水産庁漁政部の所掌事務について所要の規定整備を行った。

（令和8年4月1日）

（漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和6年政令第401号））

5 経済産業省

- (1) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、産業構造審議会商務流通情報分科会の所掌事務に、物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理する事務を追加した。

(令和8年4月1日)

(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和7年政令第292号))

- (2) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、産業構造審議会イノベーション・環境分科会の所掌事務に、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和5年法律第32号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する事務を追加した。

(令和8年4月1日)

(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和7年政令第412号))

- (3) 経済産業省の所掌事務の的確な遂行を図るため、製造産業局の所掌事務のうち、経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちロボットの利用に関するものの総括に関する事務を商務情報政策局に移行した。

(令和8年8月5日)

(経済産業省組織令の一部を改正する政令(令和8年政令第247号))

6 国土交通省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、交通政策審議会海事分科会の所掌事務に、物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理する事務を追加した。

(令和8年4月1日)

(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和7年政令第292号))

7 環境省

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第59号)の施行に伴い、大臣官房の所掌事務に、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律(平成30年法律第89号)の規定に

よる調査に関する事務で環境省の所掌に属するものに関する事務を追加した。

また、水・大気環境局及び自然環境局の所掌事務について所要の規定整備を行った。
(令和8年4月1日)

(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和7年政令第448号))

- (2) 環境省設置法の一部を改正する法律(令和8年法律第22号)の施行に伴い、大臣官房の所掌事務のうち、地方環境事務所の組織及び運営一般に関する事務を、地方環境局の組織及び運営一般に関する事務に改めた。

また、北海道地方環境事務所の名称を北海道環境局に、東北地方環境事務所の名称を東北環境局に、福島地方環境事務所の名称を福島環境局に、関東地方環境事務所の名称を関東環境局に、中部地方環境事務所の名称を中部環境局に、近畿地方環境事務所の名称を近畿環境局に、中国四国環境事務所の名称を中国四国環境局に、九州地方環境事務所の名称を九州環境局に改めた。

(令和8年7月1日)

(環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和8年政令第205号))

- (3) 環境省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房の所掌事務のうち、環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するものの策定及び規制その他これに類するものに関する事務(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法(平成5年法律第91号)第22条に定めるところにより行う事務に限る。)を削除した。

(令和8年8月1日)

(環境省組織令の一部を改正する政令(令和8年政令第235号))

8 防衛省

- (1) 防衛省の所掌事務の的確な遂行を図るため、防衛装備庁調達管理部の所掌事務のうち、防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の品質管理に係るものに関する事務を、装備品等及び役務の調達の支援(我が国と防衛の分野において協力関係にある外国政府(国際機関を含む。))が行う装備品等及び役務の調達の円滑な実施に資する支援をいう。以下同じ。)に係るものに関する事務(調達事業部の所掌に属するものを除く。)に改めた。

また、同庁調達事業部の所掌事務に、防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の調達の支援の実施並びに地方防衛局が行う装備品等及び役務の品質管理の総括に関する事務(相互防衛援助協定の実施に関するものを除く。)を追加した。

(令和8年4月8日)

(防衛省組織令の一部を改正する政令(令和8年政令第125号))

- (2) 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 7 年法律第43号）の施行に伴い、整備計画局の所掌事務に、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第81条の 3 の規定による重要電子計算機に対する通信防護措置に係る行動の基本に関する事務を追加した。

（令和 8 年10月 1 日）

（防衛省組織令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第283号））